

議案第3号

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西村 和平

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(加西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 加西市固定資産評価審査委員会条例（昭和42年加西市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の右に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の右に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第10条第1項中「においては、」の右に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(加西市手数料条例の一部改正)

第2条 加西市手数料条例（昭和42年加西市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料」の右に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その事務について徴収する手数料」を加える。

第11条第5号中「市長」の右に「（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写

し等の交付にあつては当該機関)」を加える。

別表中 37 の項を 39 の項とし、36 の項の次に次の 2 項を加える。

37	行政不服審査法第 38 条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	用紙に複写し、又は出力したものの交付（A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。両面の場合は、片面を 1 枚として算定する。）	白黒の場合 1 枚につき 10 円
38	行政不服審査法第 81 条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付		カラーの場合 1 枚につき 50 円

(加西市情報公開条例の一部改正)

第 3 条 加西市情報公開条例（平成 9 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「含む。）」の右に「又は第 5 条の規定による請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 14 条第 5 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(加西市行政手続条例の一部改正)

第 4 条 加西市行政手続条例（平成 9 年加西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

(加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 5 条 加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「不服申立」を「審査請求」に改める。

(加西市個人情報保護条例の一部改正)

第 6 条 加西市個人情報保護条例（平成 17 年加西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 4 章第 4 節の節名を次のように改める。

第 4 節 審査請求

第 42 条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第 42 条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、加西市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に速やかに諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 43 条第 1 号及び第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 44 条の見出し中「又は決定」を削り、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 項中「又は決定」を削り、同項各号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 45 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 5 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(加西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の加西市固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項及び第 4 項並びに第 10 条第 1 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。
(加西市情報公開条例の一部改正及び加西市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 実施機関の決定（決定があったものとみなす場合を含む。以下同じ。）又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行前にされた不利益処分に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

(審議資料)

行政不服審査法（以下「法」という。）の施行に伴い、関係条例の整備その他所要の改正を行うもの。

【概要】

条例名	改正内容
(1)加西市固定資産評価審査委員会条例(昭和42年加西市条例第62号)	規定の整理を行うとともに、引用規定を改める等
(2)加西市手数料条例(昭和42年加西市条例第76号)	審理員が提出書類等の写し等を交付する際の手数料及び第三者機関が主張書面等の写し等を交付する際の手数料の規定の追加等
(3)加西市情報公開条例(平成9年加西市条例第1号) (4)加西市個人情報保護条例(平成17年加西市条例第2号)	・法第9条第1項ただし書において条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、審理員の指名を不要とすることができることから、審理員制度の適用を除外する規定を追加 ・作為（決定）だけでなく不作為についても審理員制度から適用除外するために不作為の規定を追加 ・不服申立てを審査請求に改めることに伴う規定の整備等
(5)加西市行政手続条例(平成9年加西市条例第2号)	不服申立てが「審査請求」に一元化されるため、「異議申立て」及び「決定」の文言を削る。
(6)加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年加西市条例第1号)	「不服申立」を「審査請求」に改める。